

障害者計画等の位置づけ，検討体制等について（概要）

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害福祉に関する計画は，以下の3つの計画があります。

| | |
|----------------------|--|
| 障害者計画 (障害者基本法) | 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年) |
| 障害福祉計画 (障害者総合支援法) | 市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の 提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年） |
| 障害児福祉計画 (児童福祉法) | 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確 保に関する計画（計画期間：3年） |

国分寺市では，「障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」も含み，4つの計画を一体として策定します。

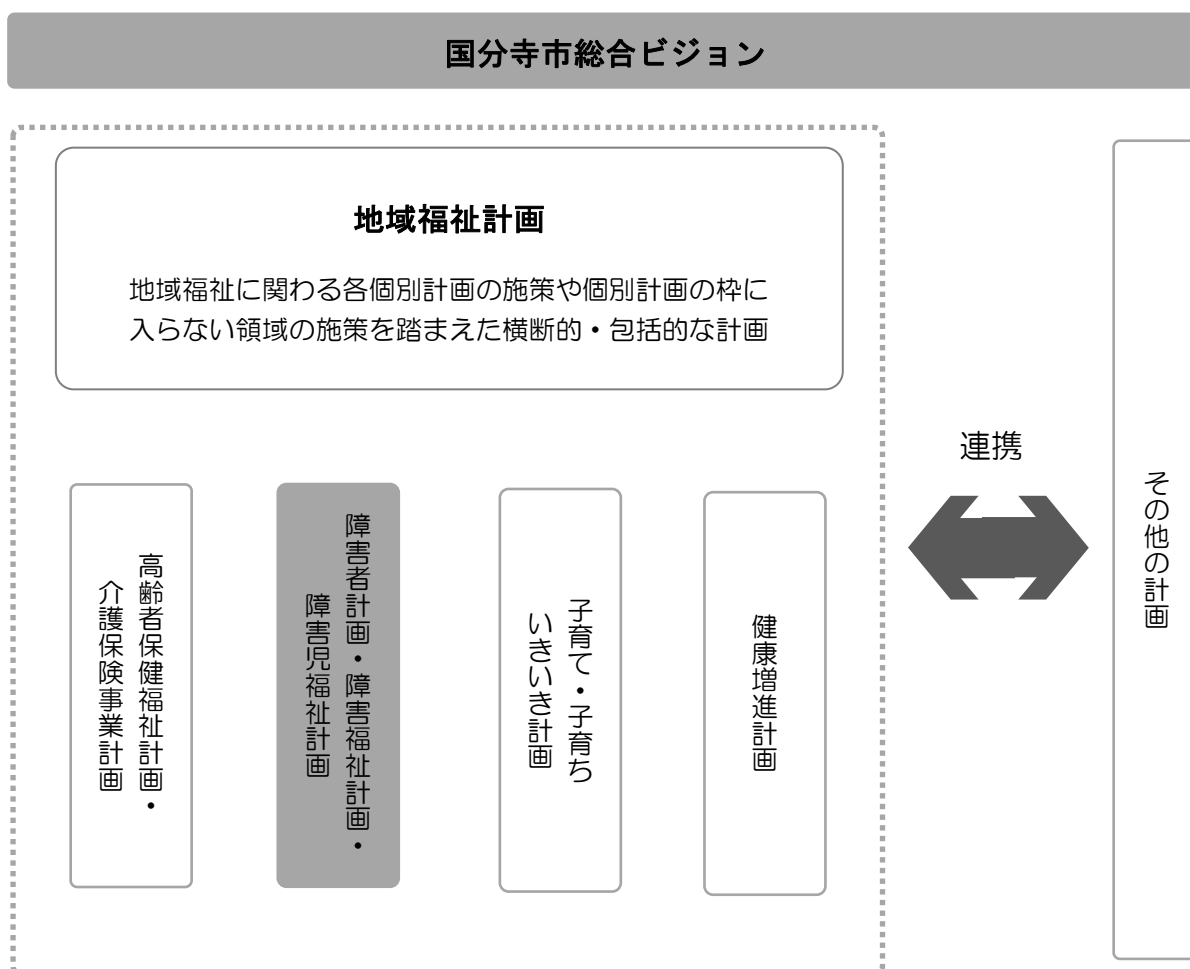
2 国分寺市における障害福祉関連計画の推移

| 年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
|----|-------------------|------------|------------|--------------------|------------|-----------|----------------------|-----------|-----------|
| 計画 | 国分寺市障害者計画（第3次） | | | | | | 第4次国分寺市 障害者計画（6年） | | |
| | 実施計画（前期） | | | 実施計画（後期） | | | 実施計画（前期） | | |
| | 第4期国分寺市 障害福祉計画 | | | 第5期国分寺市 障害福祉計画 | | | 第6期国分寺市 障害福祉計画 | | |
| | | | | 第1期国分寺市 障害児福祉計画 | | | 第2期国分寺市 障害児福祉計画 | | |

3 他の計画との関係

「第4次国分寺市障害者計画」(令和3年度～令和8年度), 「第4次国分寺市障害者計画実施計画」(令和3年度～令和5年度), 「第6期国分寺市障害福祉計画」(令和3年度～令和5年度) 及び「第2期国分寺市障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)は, 「国分寺市総合ビジョン」や市のその他の関連計画との整合性を図ります。

■国分寺市の他の計画との関係イメージ図



4 計画の検討体制

次期計画の内容について、国分寺市障害者施策推進協議会で検討します。

- 「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査」について、調査内容の検討，結果の反映を行います。
- 「関係団体意見聴取」について、新型コロナウイルス感染症の影響により，対面式の懇談会ではなく，書面にて障害者団体，障害福祉サービス事業所等から意見を聴取，結果の反映を行います。
- 国分寺市障害者施策推進協議会とは別途に，地域課題について継続的に検討している「国分寺市障害者地域自立支援協議会」と，次期計画について連携を図ります。

■計画の検討体制イメージ図

